

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の取組等について

本年4月7日の緊急事態宣言後、同月8日に設置された「藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心とした当該感染症に関する各種の対応状況等について、5月8日に開催された災害対策等特別委員会において報告したところです。

その後、同月25日に神奈川県を含む5都道府県の緊急事態宣言が解除されたこと等を踏まえ、前回特別委員会における報告以降の保健所の取組等について報告するものです。

1 緊急事態宣言に係る経過

- ・ 4月7日 神奈川県を含む7都府県に緊急事態宣言
- ・ 4月16日 全国の都道府県に緊急事態宣言
- ・ 5月14日 39県の緊急事態宣言を解除
- ・ 5月21日 関西3府県の緊急事態宣言を解除
- ・ 5月25日 神奈川県を含む5都道府県の緊急事態宣言を解除
(全国解除)

2 市内感染者の発生状況

7月20日現在、市内における感染者は82例となっています。

※ 市内発生状況については、別添資料②を参照

3 帰国者・接触者相談センター等における相談の状況

※ 相談件数等の状況については、別添資料③を参照

(1) 帰国者・接触者相談センター

2月7日の開設から7月15日までの合計相談件数は7,623件となっています。

(2) 一般電話相談

1月14日から7月15日までの合計相談件数は4,852件となっています。

(3) ふじさわコロナこころの相談

新型コロナウイルス感染症の拡大により、不安感やストレスを抱える方の相談に対応するため、「ふじさわコロナこころの相談」を6月1日に開設し、7月15日までの合計相談件数は40件となっています。

4 PCR検査等の状況

新型コロナウイルス感染症の確定診断に必要なPCR検査等については、これまで、帰国者・接触者外来から保健所衛生検査センターまたは民間検査機関への検査依頼、及び市内医療機関からPCR検査センター経由で民間検査機関への検査依頼といった2通りの方法で実施してきました。

その後、5月11日以降は、帰国者・接触者外来以外の市内医療機関においても、帰国者・接触者外来と同様の適切な感染症対策を講じた上で検査を開始しており、さらには、PCR検査の検体として、これまでの鼻咽頭ぬぐい液に加えて新たに唾液が追加されたことに伴い、感染リスクを低減しつつ検体の採取が可能となったため、藤沢市医師会（以下「医師会」という。）及び市内医療機関との協議に基づき、7月1日より、検査を実施する市内医療機関を拡大し、それぞれ、市内医療機関から直接民間検査機関への検査依頼を行う方法を加え、検査体制の拡充を図っています。

※ PCR検査等の状況については、別添資料④を参照

(1) 帰国者・接触者外来等の状況

2月7日の開設から7月15日までの合計検査件数は2,121件となっています。

(2) PCR検査センターの状況

医師会との協議により、当面、8月31日までPCR検査センターの設置継続に合意しており、その後の対応については、市内における感染を疑う患者数の推移や、市内医療機関における検査の実施状況等を踏まえ、改めて協議を行うこととしています。

4月27日の開設から7月15日までの合計検査件数は190件となっています。

(3) 市内医療機関の状況

5月11日の検査開始から7月15日までの合計検査件数は43件となっています。

(4) 検査件数及び陽性率の状況

7月15日までの合計検査件数は2,354件で、陽性件数は76件、陽性率は3.23%となっています。

5 医療提供体制の整備

神奈川県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するための緊急医療体制としての「神奈川モデル」の構築に取り組む中で、中等症の患者を重点的に受け入れる「重点医療機関」を始めとする病床の確保に努めてきました。

その上で、緊急事態宣言の解除後、県内の新規陽性患者数等のモニタリング指標を発動基準とする「神奈川警戒アラート」を発動しない場合においては、県民の地域の日常医療を提供していくため、これまでに確保してきた病床のうちの稼働病床を段階的に一定程度縮小することとし、仮に当該アラートを発動する状況となった場合においては、再度段階的に再稼働させていくとしたところです。

その後、7月以降の県内の感染再拡大に伴い、県は、7月17日に「神奈川警戒アラート」を発動しましたが、現時点において病床利用率の伸びは鈍いことなどから、医療機関に対する増床の協力要請については見送っているところです。

新型コロナウイルスに対応しつつ、他の緊急を要する病気の治療を継続していくためには、「急を要しない入院や手術、健康診断、予防接種等の地域の日常医療」と「コロナ警戒体制」のバランスをとり、両者を両立させていくことが重要です。

本市においても、この「神奈川モデル」に準拠し、感染拡大のフェーズに応じた市内医療機関の役割・機能を明確にした中で、適切な医療提供体制の整備を図ってまいりましたが、引き続き、入院病床を確保している市内医療機関及び他の医療機関等と密接に連携を図りながら、今後も適切な医療提供体制の整備に努めてまいります。

6 保健所執行体制の確保

緊急事態宣言の解除後も、第2波の到来等に備え、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策担当の設置による保健所支援を継続するとともに、電話相談業務についても、事業者への業務委託を継続しています。

一方、6月末時点の患者発生頻度及び件数の拡大の鈍化等に伴い、相談業務の支援等に係る庁内保健師による応援体制については、7月1日から一時解除し、保健所内各課職員の応援体制による対応を図っています。

7 情報公開・情報提供

新型コロナウイルス感染症に関して、市民の安心に繋がる情報の可視化について検討を行い、本年1月以降の相談件数、検査件数及び陽性患者数の推移のほか、神奈川県ホームページとのリンクによる病床の稼働状況など、ホームページへの掲載について改善を図りました。

※ 別添資料⑤参照

8 LINEコロナお知らせシステム・新型コロナウイルス接触確認アプリ

濃厚接触者の特定に係る疫学調査を補完し、濃厚接触者に対して保健所等への連絡を促すためのシステムである、「LINEコロナお知らせシステム」及び「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」について、現在、システムの運用に向けた準備作業を行っているところであり、実際の運用に当たっては、利用者が増えることで、感染拡大の防止に繋がることが期待されるため、積極的な利用を市民に呼びかけてまいります。

9 今後の取組について

本市においては、6月5日に約1か月ぶりに陽性患者が発生して以降、再び感染者が増加している傾向にあり、特に、7月以降については、陽性患者の発生日が増えてきています。

この状況に対しては、現状の保健所の執行体制を維持しつつ、基本的な感染症予防対策について改めて市民への周知・啓発を図るとともに、各種相談業務におけるきめ細やかな対応を図りつつ、疑いのある患者が速やかに検査を受けられるよう、適切な対応を図ってまいります。

あわせて、陽性患者に対する積極的疫学調査等を徹底するとともに、新たなシステム等の活用により、濃厚接触者等に対する迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

感染症対策においては、保健所がその中心的な役割を担うものであり、限られた人員及び資源の中で、最大限の対策を講じてきていますが、今後の感染拡大の局面をも見据え、相談から検査を受けられるまでの日数短縮や、積極的疫学調査等を行う人材の育成、患者情報や感染状況の的確な把握等ができる即応的な体制の整備についても検討してまいります。

以 上

（事務担当：福祉健康部保健所地域保健課・保健予防課）